

武蔵野市一時保育事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月3日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市一時保育事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市一時保育事業の実施に関する条例（平成30年3月武蔵野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
（対象者） 第3条 一時保育事業の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する乳児又は幼児（以下「対象乳児等」という。）の保護者であって、規則で定める事由により家庭において保育を行うことが一時的に困難であるものとする。 (1)及び(2) （略） (3) 子ども・子育て支援法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当することについての同法第20条第4項に規定する<u>支給認定</u>を受けている保護者に係る乳児又は幼児にあっては、現に保育所若しくは認定こども園に在籍しておらず、又は家庭的保育事業等を利用していないこと。	（対象者） 第3条 一時保育事業の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する乳児又は幼児（以下「対象乳児等」という。）の保護者であって、規則で定める事由により家庭において保育を行うことが一時的に困難であるものとする。 (1)及び(2) （略） (3) 子ども・子育て支援法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当することについての同法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定</u>を受けている保護者に係る乳児又は幼児にあっては、現に保育所若しくは認定こども園に在籍しておらず、又は家庭的保育事業等を利用していないこと。	字句の改正

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の施

行に伴い、所要の改正をするものである。